

平成 19 年 9 月

防衛省地方協力局施設管理課

立木竹の算定についての概要

1 制定の趣旨

これまで調達規で定めていた審査基準について、①現代仮名遣い表記への変更、カタカナからひらがなへの変更等、②実効性のない規定の削除等を行った上、防衛施設庁長官通達として制定し直したものである。

2 本通達の概要

この通達は、立木補償に関する算定基準について定めるものである。

- (1) 用材林の評定単価
- (2) 天然林の立木価格
- (3) 薪炭林の評定単価
- (4) 永年工作物の算定方法
- (5) 協議

3 施行期日

平成 19 年 9 月 1 日